

横須賀市高温対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 昨今の異常な高温による苗の初期生育不良に伴う生育不良（肥大不足）及び生産・出荷量減少を抑制し、経営安定等を図るため高温対策に取り組む生産者を支援するために実施する事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、本市内の農地において、生産・出荷量減少を抑制するために遮光資材等の導入に関する事業とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、本市内に法人所在地を有する農業協同組合とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税の滞納がないこと。

(2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団又は当該会社の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生産・出荷量減少を抑制するために遮光資材等の購入に係る費用とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添えて事業完了の日又は補助金等の交付決定にかかる会計年度が終了した日から30日以内に提出しなければならない。

(1) 収支精算書及び収支を証する書類

(2) 事業実績書

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。